

藤枝市駅南自転車駐車場広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、藤枝市広告掲載取扱要綱（平成22年藤枝市告示第204号。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、藤枝市駅南自転車駐車場（以下「駅南自転車駐車場」という。）への広告掲載を目的とした広告枠貸出しに関して必要な事項を定めるものとする。

(広告の規格等)

第2条 広告の種類は、看板広告（以下「広告」という。）とする。

2 広告の掲載場所、規格及び枠数は、原則として次のとおりとする。

(1) 広告掲載の場所

駅南自転車駐車場東棟及び西棟の北側壁面

(2) 広告の規格及び枠数

ア	東棟	縦3.5 m	×横7.0 m	2枠
		縦1.2 m	×横5.5 m	1枠
イ	西棟	縦1.95 m	×横3.35 m	2枠

(広告に関する事務)

第3条 市長は、次に掲げる事務を行う。

(1) 広告主の募集に関すること。

(2) 広告枠の貸出等に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、広告の管理に関すること。

(広告掲載対象業種等)

第4条 次の業種又は事業者等の広告は掲載しない。広告掲載中であっても次の業種又は事業者等に該当するに至った場合も同様とする。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第12号）に規定する風俗営業に関するもの

(2) 貸金業法（昭和58年法律第32号）に規定する貸金業に関するもの

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団に関するもの

(4) 賭博に関するもの。ただし、宝くじに関するものは除く。

(5) たばこに関するもの

(6) 法律に定めのない医療類似行為に関するもの

(7) 興信所、探偵事務所等に関するもの

(8) 公的機関から指名停止などの処分を受けているもの

(9) 民事再生法（平成11年法律第225号）又は会社更生法（平成14年法律第154号）が規定する再生又は更生手続中のもの。ただし、再生又は更生計画が認可されたものはこの限りでない。

(広告掲載の要件)

第5条 要綱第3条第11号に規定するものは、次のとおりとする。

- (1) 広告主が明確でなく、責任の所在が不明確なもの及び広告主以外の者の広告掲載となるもの
- (2) 暗号と疑われるもの又は内容の意味が不明なもの
- (3) 権利関係などを確認できない不動産、会員権等に関するもの
- (4) 代理店募集、副業、内職、会員募集等で内容が不明確なもの
- (5) 通信販売で、連絡先、商品名、内容、価格、送料、数量、引渡し、支払方法、返品条件等が不明確なもの
- (6) 比較又は優位性を表現する場合には、その条件の明示及び確実な事実の裏付けがないもの
- (7) 通信販売、講習会等で、その実態、内容又は施設が不明確なもの
- (8) 社会的秩序を乱すおそれがあるもの
- (9) 非科学的又は迷信に類するもので、読者を迷わせたり不安を与えたりするおそれがあるもの
- (10) 名誉毀損、プライバシーの侵害、信用毀損又は営業妨害となるおそれがあるもの
- (11) 氏名、写真、談話、商標、著作物等を無断で使用したもの
- (12) 寄附金の募集に関するもの
- (13) 医薬品的な効能又は効果を過剰に表現しているもの
- (14) 投機、射幸心を著しくあおる内容のもの
- (15) 出資者及び出資金の募集に関するもの
- (16) 靈感商法等の不良商法と認めるもの
- (17) 債権取立て、回収等の内容のもの
- (18) 特殊な結社団体のもの
- (19) 健康的・教育的に配慮する必要があるもの
- (20) 健康食品（特定保健用食品は除く。）、火薬、危険度の高い金融商品などで消費事故が起こるおそれがあるもの
- (21) 法規に触れる危険物に関するもの
- (22) 皇室の写真、紋章、その他皇室関係のものを使用したもの
- (23) 誇大広告、不当表示その他表現方法等が不適切なもの
- (24) 求人広告又はこれに類するもの
- (25) 個人の氏名広告
- (26) 解雇広告
- (27) 名刺広告、謝罪及び釈明に当たるもの並びに売名行為が目的のもの
- (28) 内容、デザイン、色調等が、掲載する広告媒体になじまないもの

(29) 公共の安全又は福祉を脅かす恐れのある団体又はその団体に属する者に関するもの

(30) 藤枝市が推奨をしているかのような表現を含むもの

(31) 藤枝市の推進している施策に反するもの

(32) その他市長が掲載を不相当と認めるもの

(広告掲載の優先順位)

第6条 広告を掲載する優先順位は、次の各号の順序とする。

(1) 国、地方公共団体、公益法人及びこれらに類するものの広告

(2) 私企業のうち、市内に事業所等を有するものの広告

(3) 前2号に該当しないものの広告

(広告の募集)

第7条 市長は、広告枠の貸出しを決定した場合、随時、広告主の募集を行うことができるものとする。この場合において、募集は、広報ふじえだ、ホームページ等により行うものとする。

(広告枠の貸出方法)

第8条 広告枠の貸出しは、広告主に対して行うものとする。

(広告掲載の申込み)

第9条 広告の掲載を希望する者は、行政財産目的外使用許可申請書(第1号様式)に必要事項を記入し、掲載しようとする広告の原稿、図面等を添えて、掲載を希望する月の前月10日までに市長に申請するものとする。

(広告原稿の作成)

第10条 広告原稿は、広告主の責任及び負担で作成するものとする。

(広告掲載の決定)

第11条 市長は、要綱第8条の規定にかかわらず、広告掲載の申請があった場合は速やかに掲載内容の審査を行い、掲載の可否を決定し、行政財産目的外使用許可書(第2号様式)又は行政財産目的外使用不許可通知書(第3号様式)により、通知するものとする。

2 広告の内容、デザイン等については、藤枝市の信用性、信頼性等を損なうことのないよう審査を行うものとする。

3 市長は広告主の選考に際し、必要に応じて納税状況を証する書類等の提出を求めることができるものとする。

4 市長は、当該広告主に藤枝市税の滞納があるときは、広告の掲載を承諾しないことができるものとする。

5 広告の申込みが当該広告枠数を超えた場合で、かつ、掲載可能と判断したときは、抽選により決定する。

6 市長は、特に必要があると認めるときは、要綱第5条に定める藤枝市広告審査

委員会の意見を聴き、掲載の可否を決定することができる。

(広告枠の貸出期間)

第12条 広告枠を貸し出す期間は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。ただし、年度の途中から貸し出す場合は、貸出しを開始する日からその日の属する年度の3月31日までとする。

2 広告主が希望する場合、市長は、複数年の申込み及び広告の掲載を認めることができる。ただし、複数年の申込み及び広告の掲載は、当該年度から起算し、その翌々年度末までとする。

3 広告主は複数年に渡る広告掲載を希望する場合において、使用申請時に申告してある場合を除き、掲載期間満了3か月前までに行政財産目的外継続使用許可申請書(第4号様式)を提出しなければならない。

4 広告主の理由により、掲載期間の途中で広告の設置を取りやめる場合には、取りやめようとする月の3か月前までに行政財産目的外使用中止届(第5号様式)を提出しなければならない。

(原状回復等)

第13条 広告主は、掲載期間が終了したとき又は掲載許可を取り消されたときは、指定された期日までに原状回復のうえ、当該広告枠を明け渡さなければならない。ただし、使用許可条件で別の定めをした場合においては、この限りでない。

2 広告主が広告枠を損傷したときは、市長が定める損害額を賠償しなければならない。

(広告掲載料)

第14条 広告掲載料は、次に定める額とする。

広告枠の規格	料金(単位:円/月)
縦3.5 m×横7.0 m	47,130円
縦1.95 m×横3.35 m	12,560円
縦1.2 m×横5.5 m	12,690円

2 広告主は、広告掲載料について、当月分を当月の末日までに市が発行する納付書により、市の指定する金融機関に支払うものとする。この場合において、末日が金融機関の休業日に当たる場合は、翌営業日とする。

3 納付された広告掲載料は、その理由に関わらず還付しないものとする。ただし、市の責めに帰すべき理由により広告の掲載が困難となったときは還付するものとする。

4 藤枝市が取り組む事業及び施策に係る広告掲載については、第1項に規定する広告掲載料は徴収しない。

(広告主の責務)

第15条 広告主は、広告の内容その他広告掲載に関する全ての事項について、一

切の責任を負う。

2 広告主は、広告の掲載により、第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

(広告掲載の取消し)

第16条 市長は、要綱第10条及び第11条の規定により広告の掲載の決定を取り消した場合は、広告主に催告その他の手続を要することなく広告の掲載を中止すること又は決定を取り消すことができるものとする。

(裁判管轄)

第17条 この要領に定める広告掲載に関する訴訟の提起等は、藤枝市の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。

(協議)

第18条 この要領に定めのない事項については、市長と広告主双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

(その他)

第19条 この要領に定めるもののほか、広告の取扱いに関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成30年4月13日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年10月6日から施行する。

(第1号様式)

行政財産目的外使用許可申請書

年 月 日

藤枝市長 様

(申請者)

社 名

住 所

氏 名

印

藤枝市所有の行政財産について、下記のとおり使用許可を申請します。

許可申請の内容	使用財産の名称	藤枝市駅南自転車駐車場
	使用財産の所在地	藤枝市田沼一丁目1番1号
	使用目的	広告看板の設置
	使用期間	年 月 日 ~ 年 月 日
	使用財産の数量	
添付書類	簡易図面（実際の掲示状況がわかるもの）	
その他	藤枝市駅南自転車駐車場広告掲載取扱要領を遵守します。	

連絡先

担当者

電話番号

(第2号様式)

行政財産目的外使用許可書

藤 第 号
年 月 日

様

藤 枝 市 長 印

年 月 日付けで申請のあった行政財産の使用については、地方自治法第238条の4第4項の規定に基づき、次のとおり許可します。

許 可 の 内 容	使 用 目 的	広告看板の設置
	使 用 場 所	藤枝市田沼一丁目1番1号 藤枝市駅南自転車駐車場
	使 用 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日
	数 量	広告用掲示スペース m ²
	使 用 料	金 円
	そ の 他	使用料の納付期限は、年 月 日までとする。
許 可 の 条 件	藤枝市駅南自転車駐車場広告掲載取扱要領による	

(第3号様式)

行政財産目的外使用不許可通知書

年 月 日

様

藤 枝 市 長



年 月 日付けで申請のあった行政財産の使用については、次の理由により不許可としました。

使用不許可とした行政財産	名 称	広告掲示スペース
	所 在 地	藤枝市田沼一丁目1番1号 藤枝市駅南自転車駐車場
	使用目的	広告看板の設置
	数 量	1か所
不許可の理由		

(第4号様式)

行政財産目的外継続使用許可申請書

年 月 日

藤枝市長 様

(申請者)

住 所

氏 名

印

年 月 日藤 第 号で許可を得た次の行政財産について、継続使用許可を申請します。

許可申請の内容	使用財産の名称	藤枝市駅南自転車駐車場
	使用財産の所在地	藤枝市田沼一丁目1番1号
	使用目的	広告看板の設置
	使用期間	年 月 日 ~ 年 月 日

連絡先

担当者

電話番号

(第5号様式)

行政財産目的外使用中止届

年 月 日

藤枝市長 様

(申請者)

住所

氏名

印

電話番号

年 月 日藤 第 号で許可を得た次の行政財産について、使用の中止を届け出ます。

行政 財産	名 称	藤枝市駅南自転車駐車場
	所 在 地	藤枝市田沼一丁目1番1号
	使 用 目 的	広告看板の設置
	取 り や め 日	年 月 日

確認事項

- 取りやめ日までに、使用していた行政財産について原状回復をおこなった上で、返還いたします。
- 当月分までの使用料は、既に納付済みです。